

令和6年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和6年9月17日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算（所管事項関係）

議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に

ついて

(産業厚生常任委員長)

- 議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について
議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算(所管事項関係)
議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第50号 工事請負契約の締結について
議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

(決算審査特別委員会)

- 議案第53号 決算認定について(令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
議案第54号 決算認定について(令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
議案第55号 決算認定について(令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
議案第56号 決算認定について(令和5年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
議案第57号 決算認定について(令和5年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・採決

- 議案第58号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第59号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 報告

- 報告第9号 継続費の精算報告について
報告第10号 債権放棄の報告について
報告第11号 債権放棄の報告について

開 議

令和6年9月17日(火) 午前10時開議

○議長(佐藤啓史君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克己君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管事項の関係について、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は、可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算、議案第50号 工事請負契約の締結について、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を

終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第45号 令和6年度一般会計補正予算のうち、本委員会の所管事項の関係について、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算、議案第50号 工事請負契約の締結について、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上11件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定についてに関して、市民利用者の利便性の向上と地域経済活性化の観点から、駐車時間及び駐車料金に配慮することという附帯条件が提出され、全員賛成で可決となりましたことを申し添えます。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克巳議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） 議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

令和6年9月議会に提案された市営駐車場に関する条例制定については、市長から説明のあった有料化の背景と目的によれば、現在の墨名駐車場及び出水駐車場は無料で開放しており、鍵の開閉の業務委託や維持管理のために年間80万円の経費を要している。

利用状況は、多くの観光客が訪れる繁忙期やイベント開催時には満車状態となり、入庫待ちによる周辺道路の交通渋滞も発生している。特に今年はその状況が顕著になった。

また、現在2か所の無料駐車場は、夜間の出入りができていないが、24時間開放と有料化をすることにより、財源の確保と駐車場利用の適正化を目指すとのこととあります。

管理、運営については、指定管理業者を指定して行い、利用料金も条例案の第6条、第17条の規定により料金設定がされており、入庫から最初の30分は無料としています。以降の最初の1時間まで200円、その後30分ごとに100円加算、上限を通常で600円、繁忙期で1,000円としており、徴収した利用料金は管理を行う指定管理者の収入ととなっています。

また、駐車場の管理を行うための機器の設置や管理、付随する工事、保守メンテナンス、利用者対応、料金徴収は指定管理者業務となっています。

この業務を指定管理者に委託することにより、これまで市が予算化した歳出の委託料はなくなり、指定管理者から月額での納付金を徴するとのことであります。

しかしながら、その納付金額は月額固定もしくは利用料金の一定額を相手方より提案してもらい市の歳入とするとなっており、具体的な数値は示されておりません。

このことから、市としては駐車場管理に際し歳出はなくなり、機械設備等は指定管理者責任で行うことから、一定額の収入のみがあるということで、市の財源の確保につながるとの説明でありました。

この議案について、多くの議員から質疑がありましたが、この内容は、この提案に対する説明への矛盾や利用者に対する配慮の欠如、駐車場周辺への対策の欠如など、多くの疑問点が指摘されていました。

私自身は、今回提案のあったこれまでの無料駐車場を有料化することについては、時代背景からして全面的に否定するものではありません。

むしろ、平たんな場所や優良な土地の少ない勝浦市において、多くの観光客を迎えるための施設、市民生活の利便性向上やそれらに伴う商業施設など地域活性化のための中心的な場所で、中心市街地であると考ええると、単に有料駐車場としての利用だけでよいのか、大きな疑問があります。

なぜ、このような大きな疑問があるのか。それは、今回の提案があまりにも雑で、これまで水面下では有料化に向けた話はあったのかもしれませんが、照川市長の下で計画された令和5年度からの勝浦市総合計画においても、たった3文字の駐車場という記述がなく、具体的な将来計画は見当たりません。

総合計画は、追加や変更が可能です。これがされていれば、パブリックコメントなど、民意に反映した意見を徴することもできたものと思います。

この条例案に対し、私は議案質疑のとき、15項目の質問を通告し、担当課長からその説明を受けましたが、何ら納得のいく説明は皆無でした。

特に、現在の無料駐車場を設置した背景については、具体的な説明に欠けており、現在の利用状況、具体的な数値は把握していないことが判明した中で、年間利用台数は30万台と、何ら根拠に乏しい説明でありました。

現在の利用状況と有料化に関して、特に墨名駐車場では、観光関係、朝市や商店街関係との協議が調っているかとの問いに対しては、説明し理解を得ているとのことでありますが、不透明感は否めません。

出水駐車場は、小中学校などの児童、生徒の送迎場所となっている状況や、塩田病院の利用者の問題なども指摘されています。

墨名駐車場と出水駐車場は、その利用形態が異なる中において、単に市営駐車場とのことで、その運用について本当に検討してきたのでしょうか。

30分の無料設定も、出水駐車場の利用状況からの設定であることが確認できました。

このことから、墨名駐車場と出水駐車場を単に市営駐車場と一くくりに条例化することにも疑問があります。

さらに言えば、墨名駐車場にある公衆トイレ、潮風散歩道トイレの設置管理についても、このトイレは今後も市の直営管理で行うということではありますが、このトイレは、観光客をはじ

めとした駐車場利用者へのサービス対応で設置された経緯があります。

このトイレを駐車場と一体として管理することにより、市の説明によるところの歳出の削減につながるのではないのでしょうか。トイレを含めた管理委託では、受託者がいないというような説明は理解できません。

また、元旅館で、旅館建物本体は市が取り壊すことを条件に市が高額で買い受け、子育て世代への対応のためとして設置した潮風公園利用者の駐車場として、多くの子育て中の市民に利用されていますが、有料化の話を聞いた市民からは、公園もお金を払わなければ利用できなくなるのというようなことの声も出ています。

市長には、そのような声が届いていないのでしょうか。

勝浦朝市は、今や市の観光客誘致のための大きな存在となっています。

コロナ禍を経て、やっと観光客がコロナ禍以前の状況に戻りつつある今日、さらには昨今の猛暑日知らずの涼しいまち勝浦としてメディアに取り上げられ、多くの観光客や移住者が増加傾向にある途上で、単に利用者が増加しているので有料化しようという単純な考えには到底、理解できるものではありません。

また、観光バスなどの大型バスの取扱いや祭り事、大型イベント開催時における利用方法や利用料への対応も、これまでの説明では納得ができません。

特に観光目的の大型バスなどは、優先して無料で駐車させるぐらいの配慮が必要であると思います。

そのためにも、条例の制定の前に、駐車場に関する団体や市において、さらなる有料化に向けての検討を進める必要があると考えます。

先ほども申しましたが、私も有料化についての考えに全面的に反対するものではありませんが、いま一度、料金の設定、指定管理者ありきの管理運営については、再考することを求めます。

料金徴収について言えば、最初の2時間までは無料、その後の利用について有料化することであれば、これまでの利用者や市の経済活性に大きな意味があるものと思います。

指定管理になれば、最低でも向こう5年間は他の用途に転用することはできないものと思います。

勝浦市の経済活性化、観光活性化のためにも、特に墨名駐車場は、その利用価値が高い場所です。観光基本計画でも、計画が検討されている（仮称）フィッシャーマンズワープ計画も優先して実施していくことが今こそ必要ではないのでしょうか。

この条例案が提案されたことにより、私のところには多くの市民の方や、市民ではありませんが、大手の観光関連会社に勤務経験があり、勝浦の観光行政に深く関係した方などから、この条例化は勝浦の今後に大きな負荷がかかり禍根を残すのではないかと懸念された意見も伺っています。

よって、いろいろな問題を含んでいる本条例案は、思い切って取り下げることも必要であり、再検討し、改めて条例の提案されることを申し述べて、私の討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 私は、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、賛成の立

場で討論を行います。

本議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、同法第144条に規定されております住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、いわゆる公の施設として、墨名駐車場及び出水駐車場の設置及び管理に関する事項を条例で定め、これまで無料であった両駐車場を令和7年4月1日から有料駐車場としようとするものであります。

その両駐車場は市有地であり、市有地の適正管理及び有効活用による受益者負担、財政確保の考え方に加え、令和5年度勝浦市監査委員による勝浦市一般会計歳入歳出決算審査意見書にもあるように、一般会計の単年度収支が2億4,556万8,930円の赤字である本市の財政状況からすれば、駐車場料金を徴収することは当然であると考えます。

また、使用料の設定については、他の自治体や民間の駐車場の例と比べても、妥当な使用料と考えます。

さらに、供用時間等については、公の施設の設置目的を効果的に達成させるため、同法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度の導入を条例で定め、24時間の供用時間とし、利便性の向上を図った内容であります。

有料駐車場は、全国的に見ても一般的であり、条例第2条で規定されています、自動車を利用する者及び観光客の利用者は、両駐車場の利用にちゅうちょする者は少ないと考えます。

本議会では、本会議及び委員会において、有料化による朝市、商店街、飲食店、通学及び公園などの駐車場利用者、漁協、病院などへの影響、交通渋滞の懸念などについて議論されました。

このように、新規の駐車場ではなく、これまで無料で使用できた駐車場からの有料化は、住民への影響は大きいものがあります。

さらに、これらの駐車場は、以前に有料化も検討されていましたが、実施には至らなかったという経緯もあります。

今回の駐車場の円滑な有料化に向け、市としては、各分野における施策の実施が求められると考えます。

この施策の実施には、まず財源が必要となります。

現在、勝浦市は猛暑日のないまち、涼しいまちとして注目されており、観光客も増大しているところ です。

妥当であると考える駐車場使用料を観光客などから支払っていただき、指定管理者からは納付金を徴収、その納付金を利用して円滑な有料化への施策を実施することにより、各産業の振興等、全体的には、住民福祉の増進を図るという公の施設の目的を実現すべきと考えます。

有料化しないという選択肢もありますが、何もしなければ、財源確保もできない、人口減少、税収減少、勝浦市の発展はないと思います。

このようなことから、円滑な有料化への施策の実施については、今年度から2副市長体制で臨んだ照川市長の行政手腕、政治力、リーダーシップの発揮が重要であり、期待するところであります。

勝浦市の将来を見据えた市有地の有効活用、財源確保、公の施設の目的である住民福祉の増進、各産業の振興等の観点から、委員会で附帯決議を付された本議案に賛成の意を表し、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫です。私は、議案40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、反対理由と私の意見を述べて反対討論を行います。

まず、第1の反対理由は、市営駐車場の有料化によって市民に新たな経済負担を強いることになること。既に明らかなように、働く者の実質賃金は減り続け、高齢者の年金も実質減り続けています。その一方で、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などは値上がり続けています。本案は、収入が減り続けているのに対して、そうした市民に対して新たな経済負担を強いることとなります。市民の財産は市民の利益のために活用することが肝要である、私は思います。せめて市営駐車場は、これまでどおり、市民には無料とすべきと私は考えます。そのことこそが住民福祉につながるのではないのでしょうか。よって、私は反対です。

第2の理由は、とりわけ上野地区や総野地区の住民にとって自家用車は生活に欠かせないものであるということを十分に当局は理解されていないと私は思わざるをないことであります。例えば商店での用事や病院、薬局での用事など、そうしたことがある場合は駐車場を利用しなければなりません。そのたびに、この上野地区や総野地区からいらっしゃった自家用車利用者の方は、30分を超えれば駐車料金を払わなければなりません。市営駐車場に比較的近い地区の住民の皆さんが新しい市営駐車場を利用されることは少ないでしょう。つまり、居住する地域によって市民の経済負担に新たな格差をつくることになるのではないのでしょうか。私は納得できません。影響の大きい地域や、そこに住む住民に、しっかりとした説明を尽くすべきであります。よって、私は反対です。

第3の理由は、市営駐車場を有料化することによって、渋滞や違法駐車が、これまでより増えるのではないかという危惧の念を抱くからであります。具体的には、これまで無料につきノンストップで駐車場に入れました。しかし、有料化後には、駐車場に入るときには一旦停車をして駐車場利用手続をしなければなりません。連休などのときには、駐車場に入ろうとする車の列ができるのではないのでしょうか。また、配付された資料の地図を見ますと、墨名駐車場は、KAPPYセンター横の現在の駐車スペースは新しい駐車場には含まれておりません。これまでより駐車可能台数が減少するのではないかというふうに危惧をしております。駐車場に入り切れない車は町中にあふれることになるのではないのでしょうか。したがって、私は反対せざるを得ません。

第4は、今回の議案提案は拙速であり、時間をかけて研究、議論すべきという私の意見であります。

私は、市財政強化のために、市が財源確保に努力に努力を重ねられているというふうに思っております。そう推測しております。しかし、今回の条例提案に当たっては、1つに、利用台数は年間約30万台との見込みを示されました。しかし、数日間だけの調査では、科学的な根拠になるとは言えないのではないのでしょうか。

2つに、住民の声についても、商店街や朝市、漁協や病院などの幾つかの町なかの声を聞くにとどまっています。車は必需品の住民の声は、どのように扱われたのでしょうか。駐車場利用者の声を拾うべきだったと私は思います。

3つに、料金についても、近隣の駐車場を調べた結果の提案との説明をいただきましたが、

海中公園駐車場の料金と比較しただけでも、1時間以上3時間までの駐車料金は新しい有料化される市営駐車場のほうが高く設定された料金であります。

つまり、来年4月1日有料化スタートの日程ありきだと私に声を寄せたくれた市民もいます。こうした市民の声に応えるためにも、時間をかけて研究、議論をすべきだと私は思います。

最後に附帯決議についてであります。市民も含む有料化が前提になっておりますので、私は賛成できません。

以上申し上げまして、議案40号には反対である討論といたします。議員の皆さんの慎重審議をお願いを申し上げて、討論を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

〔10番 戸坂健一君登壇〕

○10番（戸坂健一君） 私は、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例について、賛成の立場で討論をいたします。

勝浦市においては、令和5年度の決算経常収支比率が99.8%となるなど財政が逼迫している中で、市営駐車場を有料化することで利用者の受益者負担を促し、財政の健全化、駐車場の適正な管理運営に努めることについて賛意を表します。

ただし、市営駐車場については、観光利用が主であるものの、通勤、通学、通院、買物、休憩、あるいは潮風公園で子どもを遊ばせる子育て世代の方など、幅広い世代の多くの市民が生活の拠点として利用している駐車場でもあります。

そうした市民の皆さんの生活に支障を来さないよう、また、有料化によって周辺の臨港道路への路上駐車が増えて、勝浦市の基幹産業である漁業や市民生活に支障を来さないようにしなければなりません。

財政健全化は、市民生活向上のための手段であって、目的ではありません。有料化に当たっては、本会議における各議員からの意見や、産業厚生常任委員会における附帯決議の内容を十分に御配慮いただき、市民生活の維持向上を旨として政策を実行していただけるよう強くお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。岩瀬清議員。

〔5番 岩瀬 清君登壇〕

○5番（岩瀬 清君） 5番、市民市政会の岩瀬清です。私は、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、反対する立場で討論をいたします。

この条例の制定については、勝浦市の財産である出水の市営駐車場と墨名の市営駐車場の駐車料金の徴収についての条例の制定であります。条例の制定までのプロセスにおいて不明瞭な部分が多いと認識します。

まず、多くの市民が利用する2か所の駐車場の料金徴収について、広く市民に条例の制定について意見聴取や説明がなされていないことであります。今議会で、議員からの質問に対し執行部からの答弁では、駐車場近隣住民、商工会、観光協会、塩田病院、朝市の会様に対しては意見聴取及び有料化の方向性を理解いただいたと回答がありましたが、実際に駐車場を利用する人の多い市の中心部から離れた沿岸部の市民や内陸部の総野地区、上野地区の市民には説明及び意見集約はなされなかったと答弁がありました。条例の制定については、よくよく市民の意見を反映して、市民のための条例でなければならないと考えます。行政執行部とはいえ、決

してフリーハンドであってはいらないと思います。

我々市民の代表である議員に対しては、議会招集1週間前に議案書が届きました。緊急を要する条例の制定ならいざ知らず、多くの地域住民が関心を寄せるであろうこのような条例の制定については、その条例対象の綿密な実態調査や影響及び効果など集計した上での説明責任があると考えます。

執行部は9月から利用車両の実態調査をしたとの答弁でしたが、9月2日からの議会が始まっているわけですから、普通に考えれば議会が開催される前までには、季節的なことも考慮した年間の実態調査が終えてなければならないと考えます。今月から実施した調査だけでは参考にならないと考えます。

さらに、執行部作成の議案書と議案審査資料を見ますと、来年4月からの条例施行予定が明記されておりますが、そこまでの施設工事期間と指定管理者の指定予定が既にうたわれており、私の解釈からして、先に駐車場管理を指定管理にする目的で条例の制定するようにしか見えません。どうして多くの市民の意見集約もせず、事を急ぐのでしょうか。今までの管理状況はどうであったのでしょうか。

市営駐車場の有料化に伴う機材の設置費用は勝浦市が負担するのか指定管理者が負担するのかという私の質問に対しても、指定管理者が設置することになりますとの執行部の答弁でした。最初から指定管理ありきの条例の制定については、私は納得ができません。

さらに、他の議員の有料化にする目的についての質問に対し、執行部は観光振興のための財源確保、駐車場の適正化であると答弁しましたが、多くの市民が利用する利便性は無視されるのでしょうか。

観光振興の財源確保を有料化にする理由と回答されましたが、令和5年度の勝浦市のふるさと納税寄附金は約50億円超えであります。令和4年度に引き続き、2年続けて50億円を超える寄附金額が集まりました。令和5年度の決算資料を見ますと、令和6年3月末で約36億円もの基金残高があります。市営駐車場の維持管理経費に年間80万円ほどかかるから市営駐車場を有料化にする理由としておりますが、公共施設の多少の維持管理費は仕方がない考えるのは一般的ではないでしょうか。観光振興の財源確保においては、ふるさと納税寄附金を、ある程度の範囲で、その財源にすればよいと考えます。

次に、今後もしこの条例が可決した場合、指定管理はすべきではないと思います。他の議員の質問に対し、執行部は概算見積りで年間約30万台の駐車場利用を見込んでいると答弁がありました。

私も条例案の別表の料金体系表から概算で計算いたしますと、利用者が30万台として、利用1時間で200円として年間6,000万円の駐車料金が上がり、利用2時間では400円ですので年間1億2,000万円、利用3時間以上では年間1億8,000万円の利用料が上がる計算となると思います。

大多喜町役場で設置している有料駐車場の開閉式の料金機器メーカーに問合せしてみたところ、1か所の設置見積りは約1,000万円ほどだそうです。私が問合せしましたこのメーカーは、国内において、開閉式料金施設の約60%をシェアするメーカーであります。条例案では、出水と墨名の市営駐車場に設置とのことですので、最初に約2,000万円の設備投資が必要になることになります。しかし、最初の設備投資後は相当な利用料が入ることが考えられます。

つまり、このような多額の収入が入る見込みがあるのであれば、何も指定管理制度を利用せ

ずとも、勝浦市の直営にすべきと私は考えます。現在指定管理されているe d e nからの前年度使用料約480万円をはるかにしのぐ利用料が見込めるのではと考えます。

勝浦市の財産施設からの発生する利益を、利潤追求のための団体などに利益提供すべきではないと思います。市民に対しての背任行為になるのではないのでしょうか。

以上、申し上げました観点から、まずは広く市民に意見聴取をして、さらに、もう少しきめ細やかな実態調査した上での条例の制定が必要であると私は考えます。

よって、今定例会での議案第40号の条例案の制定には賛成できません。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成多数であります。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第50号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第53号ないし議案第57号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定についてであります。

本案に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬義信決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 岩瀬義信君登壇〕

○決算審査特別委員長（岩瀬義信君） 議長より御指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第53号ないし議案第57号、以上5件について、審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月12日及び13日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

議案第53号ないし議案第57号は、全員賛成で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見等があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算、歳入では、奨学資金貸付金滞納の状況についてただしたところ、滞納に対しては、督促及び分納の制約などを解消に努めており、滞納は減少の傾向にあるとの答弁がありました。

次に、歳出については、市内路線バス運行維持費支援事業について、燃料費の高騰など厳しい環境に置かれている中、事業者に対する補助の継続についてただしたところ、路線バスの利用状況を踏まえ、補助を継続し、路線バス運行の維持確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、通勤通学者特急券購入費補助事業の周知についてただしたところ、ＪＲの協力の下、一層の周知に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、老人クラブ活動支援事業について、老人クラブ会員の減少を踏まえた今後の支援をただしたところ、老人クラブの活動は、認知症やフレイル予防に高い効果が認められているため、活動の活発化を促す支援をしたいとの答弁がありました。

次に、アワビ種苗放流事業について、次年度以降の予算の考え方をただしたところ、昨年度、種苗購入元の生産不調を要因に必要量が確保できず、決算額が予算を大きく下回ったが、今後とも必要量に応じた予算は確保したいとの答弁がありました。

次に、老朽化が進行する避難路の整備についてただしたところ、地元地区との連携の下、点検を行い適切に対応したいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業会計では、特定健康診査事業について、受診率向上の取組をただしたところ、かかりつけ医による個別健診の推進と併せ、未受診者に対する受診勧奨、周知啓発のほか、受診しやすい環境整備を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、有収率の向上の取組についてただしたところ、統合を控え、新たな企業体としての方策を検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、総括質疑の中で、今期決算の経常収支比率の悪化や今後も進行する人口減少を踏まえると、規模に応じた市政運営を図る必要があるとの意見があり、一層の経費節減や事務事業の見直しに加え、新規事業の精選など、改善に向け、全力で取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第53号 決算認定について、令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって議案第53号は、認定することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第54号 決算認定について、令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって議案第54号は、認定することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第55号 決算認定について、令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって議案第55号は、認定することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第56号 決算認定について、令和5年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。
採決は、電子表決システムにより行います。
賛成、反対のボタンを押してください。
ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。
賛成全員であります。よって議案第56号は、認定することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第57号 決算認定について、令和5年度勝浦市水道事業会計決算を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第57号は、認定することに決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第58号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第59号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第58号及び議案第59号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第58号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市教育委員会委員、佐藤記道氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き佐藤記道氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

佐藤氏の経歴につきましては、議案と併せて配付しております任命予定者経歴書に示しておりであり、その人格と識見は、教育委員会委員として適任であると考えます。

次に、議案第59号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市教育委員会委員、押垂義郎氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任に、渡邊宗七氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

渡邊氏の経歴につきましては、議案と併せて配付しております任命予定者経歴書に示しておりであり、その人格と識見は、教育委員会委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第58号及び議案第59号

の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号及び議案第59号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号及び議案第59号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第58号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第58号は、同意することに決しました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第59号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって議案第59号は、同意することに決しました。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、報告であります。

報告第9号 継続費の精算報告について、報告第10号 債権放棄の報告について、報告第11号 債権放棄の報告について、以上3件について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第9号から第11号までについて、申し上げ

ます。

初めに、報告第9号 継続費の精算報告についてであります。本件は、令和5年度勝浦市一般会計の継続費精算報告であります。

令和2年度から令和5年度までの4か年度で実施いたしました防災行政無線デジタル化改修事業の完了に伴いまして、継続費精算報告書を調製したものであります。

この改修事業によっても、なお一部箇所では難聴地域が発生したことから、令和6年度に再度、事業費を計上し、これを解消すべく取り組んでいるところであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第10号 債権放棄の報告についてであります。本件は、特定空家等緊急措置に係る弁償金の債権放棄の報告であります。

内容について申し上げますと、放棄した債権の金額は297万円であり、債権を放棄した事由といたしましては、破産法による破産手続の廃止であります。

そのほか、本件の内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって、御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第11号 債権放棄の報告についてであります。本件は、水道料金に係る債権放棄の報告であります。

内容について申し上げますと、放棄した債権の件数は511件、金額は190万255円であります。

また、債権を放棄した主な事由といたしましては、債務者の転居先不明や死亡であります。

そのほか、本件の内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって、御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第9号から報告第11号までの説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和6年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第40号～議案第57号の総括審議
1. 議案第58号～議案第59号の総括審議
1. 報告第9号～報告第11号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員